

# 第35期 報 告 書

〔 平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで 〕

事 業 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株主資本等変動計算書  
個 別 注 記 表  
会計監査人の監査報告書謄本  
監査役会の監査報告書謄本



松山空港ビル株式会社

# 事 業 報 告

（平成24年4月1日から）  
（平成25年3月31日まで）

## 1. 会社の現況に関する事項

### （1）事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復傾向が見られたものの、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。その後、政府の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しにより、景気の回復が期待される状況となりました。

航空業界におきましては、前年度の東日本大震災の影響による落ち込みからの反動やLCC（ロー・コスト・キャリア）参入による旅客需要の拡大等もあり、尖閣諸島問題による中国路線の減便や旅客減少等がありましたものの、国内線・国際線とも概ね堅調に推移しました。

このような中で、松山空港における乗降客数は、国内線においては前年度の東日本大震災の影響による落ち込みからの反動による旅客需要の増加により2,300,786人となり、前期比131,591人（6.1%）の増加となりました。一方、国際線においては、チャーター便は増加しましたが、韓国・中国との領土問題の影響によりソウル線・上海線とも低迷したことから52,387人となり、前期比4,501人（7.9%）の減少となりました。この結果、国内線・国際線の合計は2,353,173人となり、前期比127,090人（5.7%）増加し、6年ぶりに増加しました。

こうした状況の下、営業収益におきましては、乗降客数の回復による直営店・イベントの売上高増加、ビジネスラウンジ収入の増加に伴う貸室収入の増加及び新規スポンサー獲得による広告収入の増加等が寄与し1,739,129千円となり、前期比59,617千円（3.5%）の増収となりました。

また、売上原価は直営店・イベント売上が好調に推移し増加したことから、売上総利益は1,223,540千円となり、前期比25,138千円（2.1%）の増益となりました。

一方、販売費及び一般管理費におきましては、空調熱源装置更新・照明LED化等の省エネ効果による水道光熱費の減少や広告宣伝費・修繕費・減価償却費・固定資産税等の減少が寄与し799,232千円となり、前期比18,955千円（2.3%）の減少となりました。

この結果、営業利益は424,308千円の計上となり、前期比44,093千円（11.6%）の増益となりました。営業外収益は中国東方航空の利用率低迷による国際化支援事業費補助金の増加等により増加した一方、営業外費用は支払利息が減少したことから、経常利益は465,341千円となり、前期比61,613千円（15.3%）の増益となりました。

これから維持保全工事に伴う固定資産除却損による特別損失を差し引いた税引前当期純利益は450,210千円となりました。

これより法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を差し引いた当期純利益は274,385千円となり、前期比51,795千円（23.3%）の増益となりました。

## （2）設備投資の状況

当期における設備投資の主なものは次のとおりであります。

空調熱源装置更新整備工事	82,891千円	自己資金
喫煙室整備工事	5,102千円	自己資金
エスカレーター自動運転装置取付工事	4,430千円	自己資金

## （3）資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

## （4）対処すべき課題

松山空港の乗降客数は6年ぶりに増加しましたが、平成10年度のピーク時に比べると約43万人減少しており、県内人口の減少や空港間競争が激しくなっており、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

また、経費の面ではターミナルビル施設・設備の経年化に伴う維持保全工事、旅客搭乗橋2基の更新工事、ライト情報表示装置・放送設備の更新等を予定しております。貨物ビルにつきましても、昨年度の耐震診断結果の対策として耐震工事の整備を予定するなど、今後も工事関係費用の増加が予想されます。

一方、空港経営改革では「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」が国会で成立すると、民間への運営委託（コンセッション）が可能となり、国が空港について土地などの所有権を持ち、公共施設等運営権を取得した空港運営権者と事業契約を結ぶ形となることから、当社の将来を左右する重大な問題として、各関係機関と十分に連携・協議を重ねながら対応してまいります。

このようなことから、当社の経営環境はこれまで以上に変化すると共に厳しさを増すことが予想されますが、愛媛の空の玄関口として、空港の利用者利便の向上や安全と安心の確保のため、空港ターミナルビルの適切な運営に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第32期 (平成21年度)	第33期 (平成22年度)	第34期 (平成23年度)	第35期 (平成24年度)
営業収益	千円 1,737,722	千円 1,700,904	千円 1,679,512	千円 1,739,129
経常利益	千円 454,879	千円 456,355	千円 403,728	千円 465,341
当期純利益	千円 255,114	千円 263,407	千円 222,590	千円 274,385
1株当たり 当期純利益	円 2,267.68	円 2,341.39	円 1,978.58	円 2,438.98
総資産	千円 4,224,457	千円 4,138,479	千円 4,112,337	千円 4,395,214
純資産	千円 3,176,750	千円 3,395,157	千円 3,572,747	千円 3,802,133

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には親会社、子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、松山空港ターミナルビル・貨物ビルの建物及び諸設備を所有し、賃貸するとともに、売店・食堂の事業を行っております。

(8) 従業員の状況

区分	人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	13 人	0 人	43.5 歳	15.1 年
女性	9	0	36.0	15.3
計又は平均	22	0	40.4	15.2

(注) 従業員には、使用人兼務役員及び臨時従業員を含んでおりません。

(9) 借入先

借入先	借入金残高
日本政策投資銀行	80,000 千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000 株
- (2) 発行済株式総数 112,500 株
- (3) 株主数 11 名
- (4) 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
伊 予 鉄 道 株 式 会 社	33,000 株	29.33 %
愛 媛 県	30,000	26.67
全 日 本 空 輸 株 式 会 社	18,875	16.78
松 山 市	15,000	13.33
日 本 航 空 株 式 会 社	9,250	8.22
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,500	1.33
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	1,500	1.33
愛 媛 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,500	1.33
株 式 会 社 愛 媛 新 聞 社	625	0.56
南 海 放 送 株 式 会 社	625	0.56
株 式 会 社 テ レ ビ 愛 媛	625	0.56

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	重要な兼職の状況
中村時広	取締役会長	愛媛県知事
佐伯要	代表取締役社長	伊予鉄道(株) 代表取締役社長
森田省三	専務取締役	
黒田太津夫	常務取締役	
関谷勝嗣	取締役相談役	前 参議院議員
野本武男	取締役	(株)愛媛新聞社 代表取締役会長
中山紘治郎	取締役	(株)愛媛銀行 代表取締役会長
石司秀利	取締役	伊予鉄道(株) 常務取締役
二川直人	取締役	日本航空(株) 松山支店長
河田正道	取締役	南海放送(株) 代表取締役社長
寺園浩昭	取締役	全日本空輸(株) 松山支店長
野志克仁	取締役	松山市長
山之内芳夫	取締役	(株)伊予銀行 代表取締役副頭取
森映一	取締役	愛媛県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会会长
平井延幸	取締役	(株)テレビ愛媛 代表取締役社長
田中憲治	取締役	施設部長
門屋泰三	常勤監査役	
稻葉輝二	監査役	前 松山市副市長
加藤高弘	監査役	日本航空(株) 執行役員西日本地区支配人

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	15名	33,300千円
監査役	3名	6,300千円

(注) 上記報酬等の額には、第34期定期株主総会において決議された役員賞与7,632千円（取締役6,372千円、監査役1,260千円）が含まれております。

#### 4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

えひめ有限責任監査法人

#### 5. 会社の体制及び方針

「内部統制システムに関する基本方針」

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのコンプライアンスに係る指針を整備する。各部門においては当該部門に適用される法令等を識別し、その内容を周知徹底することにより法令遵守の基盤を整備する。また、社内に内部監査委員会を設置し内部統制が有効に機能しているかの確認を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書取扱規程を整備し、取締役の職務執行に係る情報を文書にて保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

各部門におけるコンプライアンス、災害、情報のセキュリティー等に係るリスクについてそれぞれの担当部署で規程を整備し、リスク管理体制を明確化する。また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、常務会等を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を機動的に行う。

また、各部門の業務プロセスを明確化し、業務の効率化を実現する体制を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて同使用人を配置することとする。また、その人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

監査役は会計監査人から監査内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図るとともに、監査の実施に当たり必要と認める場合には、代表取締役社長または担当取締役と意見交換会を開催する。

## 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	1,441,705	流動負債	369,829
現金及び預金	1,333,709	買掛金	41,742
未収入金	79,117	一年内返済予定長期借入金	50,000
商品	5,374	リース債務	17,408
貯蔵品	7,414	未払金	11,386
前払費用	1,896	設備未払金	100,133
繰延税金資産	14,116	未払法人税等	105,579
その他の	76	未払消費税等	5,817
固定資産	2,953,508	未払費用	4,877
有形固定資産	2,857,108	前受金	11,958
建物	2,636,176	預り金	742
構築物	16,897	賞与引当金	9,801
機械装置	131,747	役員賞与引当金	7,632
車両及び運搬具	13	その他の	2,749
工具・器具及び備品	57,138	固定負債	223,251
リース資産	12,165	長期借入金	30,000
建設仮勘定	2,970	リース債務	20,517
無形固定資産	32,698	預り保証金	61,369
電話加入権	569	退職給付引当金	81,136
ソフトウェア	8,770	役員退職慰労引当金	30,228
リース資産	23,358	負債合計	593,080
投資その他の資産	63,700	純資産の部	
投資有価証券	22,000	株主資本	3,802,133
長期前払費用	2,465	資本金	1,125,000
繰延税金資産	39,195	利益剰余金	2,677,133
その他の	39	利益準備金	35,633
		その他利益剰余金	2,641,499
		別途積立金	1,400,000
		繰越利益剰余金	1,241,499
		純資産合計	3,802,133
資産合計	4,395,214	負債及び純資産合計	4,395,214

## 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
売 上 高	691,731	
貸 室 収 入	327,449	
売 店 収 入	49,314	
食 堂 収 入	54,357	
使 用 料 収 入	444,808	
広 告 収 入	58,754	
付 帯 事 業 収 入	112,712	<b>1,739,129</b>
<b>売 上 原 価</b>		<b>515,588</b>
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>1,223,540</b>
<b>販売費 及び 一般管理費</b>		<b>799,232</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>424,308</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	691	
雜 収 入	45,289	45,980
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	4,878	
雜 支 出	69	4,947
<b>経 常 利 益</b>		<b>465,341</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	15,130	15,130
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>450,210</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	182,913	
法 人 税 等 調 整 額	△ 7,088	175,825
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>274,385</b>

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
平成25年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	1,125,000			—	31,133	1,200,000	1,216,614	2,447,747
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—			△ 45,000	△ 45,000
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				—	4,500		△ 4,500	—
別途積立金の増減				—		200,000	△ 200,000	—
当期純利益				—			—	274,385
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	4,500	200,000	24,885	229,385
当期末残高	1,125,000	—	—	—	35,633	1,400,000	1,241,499	2,677,133

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		3,572,747			—		3,572,747
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△ 45,000			—		△ 45,000
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立		—			—		—
別途積立金の増減		—			—		—
当期純利益		274,385			—		274,385
事業年度中の変動額合計	—	229,385	—	—	—	—	229,385
当期末残高	—	3,802,133	—	—	—	—	3,802,133

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………売価還元法による低価法

貯 藏 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)…定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 31～38年

構 築 物 10～30年

機械装置 10～17年

工具・器具及び備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産	
建物	613,250千円
上記に対応する債務	
一年内返済予定長期借入金	50,000千円
長期借入金	30,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	6,979,823千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末における発行済株式の総数

普通株式	112,500株
------	----------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月20日開催の第34期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,000千円
--------	----------

1株当たりの配当額	400円
-----------	------

基準日	平成24年3月31日
-----	------------

効力発生日	平成24年6月21日
-------	------------

(2) 基準日が当事業年度の属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,000千円
--------	----------

1株当たりの配当額	400円
-----------	------

基準日	平成25年3月31日
-----	------------

効力発生日	平成25年6月18日
-------	------------

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

1. 流動資産

未払事業税	7,407千円
-------	---------

賞与引当金	3,700千円
-------	---------

その他	3,008千円
-----	---------

2. 固定資産

退職給付引当金	28,706千円
---------	----------

役員退職慰労引当金	9,287千円
-----------	---------

その他	1,201千円
-----	---------

繰延税金資産合計	53,312千円
----------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、国際線旅客ターミナルビル建設に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後2年以内であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,333,709	1,333,709	—
(2)未収入金	79,117	79,117	—
(3)長期借入金（*1）	(80,000)	(82,947)	2,947
(4)リース債務（*2）	(37,926)	(38,375)	449

※負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（\*1）1年以内に期限到来の長期借入金を含めております。

（\*2）リース債務（流動負債）を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(3)長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4)リース債務

元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算出する方法によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額(千円)
(1)投資有価証券	22,000
(2)預り保証金	61,369

(1)投資有価証券

非上場株式については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(2)預り保証金

賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金は、市場価額がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛媛県松山市において、賃貸用の旅客・貨物ターミナルビルを有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)
2,214,098	2,214,098

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当社の賃貸等不動産は建物等減価償却資産のみであり、正規の減価償却計算後の適正な帳簿価額に基づいた金額を時価として記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	33,796円74銭
2. 1株当たり当期純利益	2,438円98銭

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

松山空港ビル株式会社  
取締役会御中

えひめ有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 誠 (印)  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 智章 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松山空港ビル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明求め、意見表明いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月16日

松山空港ビル株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	門	屋	泰	三	印
監査役（社外監査役）	稻	葉	輝	二	印
監査役（社外監査役）	加	藤	高	弘	印